

全國山名氏一族會會報

第 1 号 昭和 62 年 4 月刊

発行所 全国山名氏一族会

〒667-13 兵庫県美方郡村岡町村岡 山名寺内

発行者 理事長 中島春三

電話 07969-8-1151

編集者 事務長 吉川広昭

振替 神戸 1-54181



全國山名氏 一族会結成!!

かねて待望されていた、「全国山名氏一族会」が、同族各位の熱望と協力により、遂にこのほど結成、雄々しい産声を挙げた。

本号はその大略を録して、満天下に会結成を公表するとともに、全国三千を数える山名氏各位への挨拶としたい。

・設立総会

昭和六十一年六月十五日

・総会会場

兵庫県村岡 山名寺

兵庫県湯村温泉 井筒屋

・参加者

三十家族 五十名

発会を祝う

總裁 山名 晴彦

清和源氏の流れをくむ太祖無上覚院殿義範公以来實に七百五十有余年、わが山名一族は日本の歴史の上に幾多の足跡を残してきました。しかし、時の流れは滔々としてその業績を押し流し、またはその評価が殊更ゆがめられて伝わっております。

今回、全国三千余りに及ぶ山名氏一族の諸賢が提携して祖業の顯彰と一族の親交を図るべく「旗上げ」の機を迎えたことは誠に欣快に堪えないところであります。更に、未入会の方々の参会を得て、名実共に「全国山名氏一族会」として発展する日の近いことを念願してやみません。

温故知新

顧問 山名 武男

「古きをたずねて新しきを知る」とは言い古されたことばではあるが、何時の時代になつても否定しがることのできぬ名言——真理であろう。私ども山名氏の流れを汲む者にとっては、祖先の拓いた偉業を正しく解明し——往々にして曲解されたものが大手をふって通用している——理解することが急務である。そして、それがそのまま私どもの明日の生きざまをさし示す無上の指針となることを信じ疑はない。

全國山名氏一族會會則

(名 称)

第一条 この会は全国山名氏一族会と称する。

(事務所)

第二条 この会の事務所を兵庫県美方郡村岡町村岡山名寺に置く。

(目的)

第三条 この会は山名氏の遺徳を顯彰し、併せて一族の親睦をはかる。

(事業)

第四条 前条の目的を達成するために次の事業を行ふ。

歴史研究に関する事業

会員相互の連絡事項

会報の発行

その他必要と認められる事業

(会員および会友)

第五条 この会は山名氏に由縁ある者をもつて会員とする。

2 この会の趣旨に賛同する有志をもつて会友とする。会友には議決権がない。

(役員)

第六条 この会に左の役職員を置く。

会員 一名
副総裁 若干名理事長 一名
常任理事 若干名理 事 若干名
監 事 二名
事 務 長 一名

3 役職員の任期は二年とし再任を妨げない。

(顧問および相談役)

第七条 この会に顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、理事会の議を経て総裁が推戴する。

(会 計)

第八条 この会の会計は、入会金・会費および寄附金をもつて充當する。

(付 則)

第九条 この会の会計は、入会金・会費および寄附金をもつて充當する。

2 金額については別に定める。

(付 則)

第十条 この会則に定められていない事項については、理事会または常任理事会の議を経て妥当な運営を行う。

2 この会則は、昭和六十一年六月十五日より施行する。

申し合わせ事項

入会金(入会時) 金三、〇〇〇円
会 費(年 額) 金三、〇〇〇円

※本会則の不備の点は、おいおいに改正します。

全國山名氏一族會會報

(3)

役職員紹介

(略敬称)

監									常任理事	理事長	顧問	同	副總裁	總裁	
同	事	同	同	同	同	同	同								
大	和	鹿	福	鳥	廣	岡	京	靜		和	東	東	大	東	
阪	歌	兒	岡	取	島	山	都	岡		歌	京	京	阪	京	
三	太	山	山	中	山	山	山	山		中	山	山	山	山	
王	田	名	名	島	名	名	名	名		島	名	名	名	名	
紀	泰	正	静	憲	正	源	利	專		春	武		弘	晴	
將	明	春	馬	仁	雄	太	郎	男		三	男	章	宰	彥	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		理					
同	同	同	同	同	同	同	同	同		事	同	同	同	同	
同	岐	京	和	大						兵	東				
同	阪	都	歌	阪	同	同	同	同		和	歌	東	教	甲	
山	山	山	吉	太	松	太	太	太		兵	京	修	法政	南	
名	名	名	增	田	垣	田	田	田		庫		授	大學	高校	
啓	光	真	欽	富	英	伸	永	榮		及		研	但馬	兵庫	
治	宗	守	如	太	代	幸	彦	治		山		專員	馬家史		
群	鳥									及					
馬	同	取	同	都						川					
山	山	山	東	真	大	宗	總	円		太	中	日	置	山	
名	名	名	林	乘	明	鏡	持	通		田	野	本	宮	名	
八	幡	神								敏	順	茂	靖	寺	
宮	社	寺	院	院	寺	寺	寺	寺		子	夫	信	國	主	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		緣故寺社	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同			同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		兵	廣	滋	島	大	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		庫	島	賀	根	阪	
山	山	山	東	真	大	宗	總	円		山	山	山	河	山	
名	名	名	林	乘	明	鏡	持	通		山	山	上	名	山	
八	幡	神								名	重	柚	哲	田	
宮	社	寺	院	院	寺	寺	寺	寺		道	美	春	法	文	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		生	猛	弥	孝	信	
同	同	同	同	同	同	同	同	同		雄	夫	道	雄		

新加入会員紹介

(略敬称)

山名氏の定紋は、正紋が「五七桐七葉根筐」、替紋が「糸輪二ツ引両」、どちらも他氏には類を見ない紋様である。

桐紋は、古来尊貴の御紋として知られるが、足利氏が幕府を開いた功により拝領し、以後、重臣に与えたものであろう。その下に七葉根筐を二つ並べたことについては二説がある。

その一は、明徳の乱の折、一族同志のこととて、敵味方の区別がつきにくいため、五条橋下に流れていた筐の葉を旗に結びつけて、即席の目じるしにしたのがおこりだといふ。

今一つは、室町幕府における大功により、

將軍義満公より、源家の重宝筐造りの太刀を拝領したことを記念して、定紋としたともい

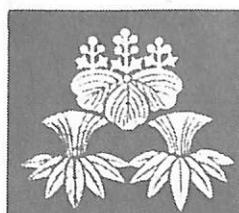
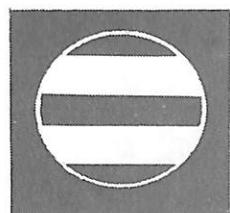
う。

因みにこの筐造りの太刀は、羽柴秀吉が山名豊国公に所望したが断わられたことがある。

常に豊国公の座右に備えられていたが、あ

る時、駿河蒲原の駅で、

間一般の丸に二引両（どの線も同じ太さでえがかれている）とは、一味ちがつたデザインであることにご注意ねがいたい。



なお、糸輪二ツ引両については、かつて、三ツ引両を用いていたところ、三浦氏の紋とまぎらわしく、かつ、三ツ引山名はサンサンと通じて吉悪しと、義満公（家譜では家康公となっている）の仰せにより、このように改めたとされる。

いずれにしても、世間一般の丸に二引両（どの線も同じ太さでえがかれている）とは、一味ちがつたデザインであることにご注意ねがいたい。

山名氏の系譜と事歴

鳥取県史専門委員 日置 桑左衛門

山名氏は清和源氏の出である。源義家の子義国は、下野国足利庄（現在は、栃木県足利郡の全部と安蘇郡の一部を含む）に住んだ。義国の長子義重は、上野国新田庄（現在の群馬県新田郡）を譲られて、新田太郎といい、新田氏の祖。次子義康は足利庄を譲られて、足利三郎を称して足利氏の祖となつた。義重の三男義兼は本宗を継いで新田氏を名乗つたが、長男義範は上野国名胡郡山名郷に住んで山名氏の祖となつた。山名氏の本拠の山名郷は、『和名抄』に「山字（山宗）」と記し、多胡郡に属しているが、いつしか緑野郡の所管となり、「村岡岡山名家譜」に次のように記す。

父義重より上野国緑野郡山名の庄を以て義範に譲り与へられる。是によりて新田の家名を改めて、山名を以て冠者と称せられる。

義範は、山名冠者、あるいは山名三郎を称して、源義経に従い、一ノ谷合戦において軍功を立てた。その後、伊豆守を称して終始頼朝に近侍したが、承久元年（一二一九）二月に死去したという（「家譜」）。

重国の子重村以降は、ほとんど歴史の表面にあらわれることなく、したがつてその行動もまったく不明に属するが、その四代時氏にいたつて、ようやく頭角をあらわすにいたるのである。『難太平記』に時氏の言葉として次のようにみえる。

私は建武よりハ、当御代の御かけにて人となりぬれば、元弘より以往ハ、ただ民百姓のごとくにて、上野の山名といふ所より出侍しかば、渡世のかなしさも、身の程も知にき。

時氏以前の山名氏は、上野国山名という所に住んで、生活の苦しさも十分に経験してきたといつて。鎌倉時代の山名氏を知る一史料といえよう。

「山名家譜」によれば、元弘三年（一二三三）春、足利尊氏は北条高時の命によって京都へ進発、山名時氏は尊氏に従つて功を立て、山名家を興すこととなつた。

建武四年（一二三七）三月当時、伯耆守護は石橋和義であったが、その

後、間もなく山名時氏に代わつた。高師直は、建武四年七月二十三日付で、醍醐寺蓮藏院領伯耆国國延保における甲乙人の濫妨を止め、それを醍醐寺雜掌に交付するよう命じている（「三宝院文書」）。この御教書の受取人は、山名時氏は、伯耆国守護といえる。かくして、建武四年の前半に、鎌倉時代を通じて上野国の豪族として、ながくその地を本拠としていた山名氏は、南北朝の動乱を機に伯耆国に進出、やがて守護大名として新しく發展することとなつた。

その後、觀応擾乱を経て、山名時氏とその一族は、山陰・山陽・畿内に勢力をのばし、明徳二年（一二九一）までに一族で伯耆・出雲・丹後・丹波・美作・若狭・備後・隱岐・因幡・和泉・紀伊十一ヶ国の守護職を歴任した。幕府にあつては侍所所司、山城守護、内談衆頭人などを兼任、六分一殿と呼ばれた。しかし、明徳の乱によって山名氏の領国は但馬・伯耆・因幡の三国に激減、のち嘉吉の乱の戦功によって山名氏の惣領山名持豊は、備後・安芸・石見・伊賀・備前・美作・播磨の守護職を獲得した。

応仁元年（一二六七）、足利将軍家の継嗣問題と畠山・斯波の両管領家の相続争いをきっかけとして、京都にあつた有力守護大名は細川・山名の両派にわかれ、争い、ついに武力衝突へと発展した。これが応仁の乱である。この時の西軍の総帥は、山名持豊（宗全）で、東軍の細川勝元と京で対陣した。

文明五年（一四七三）になると、山名持豊と細川勝元はあいついで没し、在京の諸大名も参戦の意義を失い、それぞれの領国内の在地の情勢が険悪となつたこともあって、つぎつぎに帰国した。持豊没後の山名氏は、嫡子教豊の弟政豊が嗣子として家督を継承したが、すでに伯耆の守護山名教之は京都を去つて領国に下り、持豊に先立つて病没。つづく持豊（宗全）の死は、山名一族の結束をゆるがす誘因となつた。

文明六年（一四七四）四月、山名政豊と細川政元との間に和議が成立、ここに応仁の大乱も終結した。政豊は、領国但馬の經營を垣屋氏に任せて京都にいたが、播磨の赤松政則が因幡の森二郎と結んで反乱を起させたので、文明十一年、但馬に帰り、兵を率いて因幡の国衆森二郎を討ち、因幡を鎮定した。ついで伯耆国でも南条下総入道らの国衆が、一族の守護山名政之から離反、山名元之とその子小太郎を擁して、反守護の勢力を結集した。この伯耆の反乱は、文明十二年から翌十三年に及んだが、山名政豊麾下の垣屋・田総らの軍勢によつて守護方の勝利となつた。

（編集者註 筆者は本会相談役。本稿は設立総会記念講演の要旨である）

研究発表

南北朝時代の美作

岡山 山名 源太郎

正平十五（一三六〇）年北朝延文五年山名時氏。攻三院莊城・稻（太平記、美作古城記、美作畧史）

時氏（伊豆守）子師義（右衛門佐）は歩騎四千五百を帥て、守護赤松貞範（筑前守）の屬城篠葺城（大庭郡）を其將小池中書・福依八左衛門に命じて攻めさせ、淀井丹波守・武田刑部左衛門は高田城（眞島郡後に勝山城）を攻めさせ、自らは國府に入り院莊城（西々條郡）を畠み攻め、城兵逃走する者多く主将江見景信自殺し落城する。之に

依り高田城・篠葺城・塔尾城・新宮城・影石城等皆降服す。（作陽誌ニ曰ク赤松氏ノ将住井上野介・渡辺刑部少輔・山名時氏ト院莊ニ戰ヒ敗死スト）

山名時氏師義南朝に帰順美作追攻の年号は各相違があるものの因伯に境を接する美作への、山名氏の進出は最初であり、赤松氏との確執の本格化ありこの戦の事と美作畧史に載る。

正平十六年（北朝康安元年）七月。時氏連降諸城。時氏父子因伯の兵三千余騎を帥いて東美作に進攻し、広戸掃部助（奈義能仙城主）・有元佐頭（菩提寺城主）・小原孫次郎（小原城主）・大野某等各城主兵を交へず降服し、林野城（英田郡）妙見城（勝南郡・後三星城）の兵は抗戦するも力竭て降る。時氏の将小林重長（民部少輔）竹山城（吉野郡）を抜くとあり、山名氏の重臣小林重長の名が見える。

同十一月時氏。稻（鞍懸城）（太平記、大日本史）元佐久（和泉守）の守城で時氏これを攻め、二十

二疊を築き糧道を絶つ、赤松貞範之を援さんとする。時氏の将小林重長（民部少輔）竹山城（吉野郡）は赤松氏の支族、佐用貞久・有元佐久（和泉守）の守城で時氏これを攻め、二十

千を迎へる内、阿保入道等但馬より侵入すとの噂あり、赤松兵を分けて当り使を讚岐に派し細川頼之に援を乞うも万事ならず、貞久等糧盡き援も無く城を棄て去る（太平記・大日本史・日本外史）

正平十七（一三六二）北朝貞治元年六月。時氏

勒兵于院莊。入備前備中。（太平記本朝通紀）

去年時氏美作諸城を降し兵を伯耆に收め、此年又兵五千を帥いて院ノ莊に来り、師義に兵二千余を与へ備中に向はせ、自らは余兵を以て備前に入り松田・河村・浦上諸氏と戰ふとあり、これは始て踏込掌握した美作の地の安堵のための牽掣行動と考へられる。

正平十九年（一三六四）北朝貞治三年。時氏為

守護 太平記・本朝通紀・足利將軍譜に依れば此年北朝に復属すとあるも、歴史年表等の記載

は多少違ひがあるも將軍義詮大に悦び、美作・因幡・伯耆・丹波・丹後の守護職と為すと有り、時氏・子義理（修理權太夫）を美作守護代とする。

七年後の建徳二（一三七一）年時氏公卒す。明徳ノ乱に依る山名氏の失脚により美作も元中九（一

三九二）北朝明徳三（此年南北朝合一）年赤松義則を守護職となる。

嘉吉元（一四四一）年九月。山名教清為守護

嘉吉軍記・本朝通記・作陽誌に依れば乱後播磨を提寺城主・小原孫次郎（小原城主）・大野某等各

持豊、備前を山名教清に美作を山名教清（修理太

夫）に賜はる教清岩屋城（久米北條郡）に築き此

結成にともなう準備事務費や第一回総会賀儀・運営費協力のために、次の各位より持続的な御協賛をたまわりました。
御芳志を戴して有効に活用させていただきたく、謹んで深く御礼申しあげます。

金壱封山名家殿

受付

順

金一万円也 岐阜 山名 守殿

金拾万円也 大阪 山名 弘宰殿

金一万円也 岡山 山名 源太郎殿

金五千円也 広島 山名 重行殿

金三万円也 東京 山名 章殿

南北朝後の岡山地方は但馬を地盤とする山名氏と播磨を本国とする赤松氏、阿波讃岐が根拠の細川氏と三つの勢力が、入り交る抗争によつて岡山の歴史は展開する。

大ざっぱな美作に於ける山名氏の事蹟を拾つてみました。私が今一部分担解讀作業中の武家聞伝記の膨大な文書の中にも、新らしい山名関係のものが見える事も考へられ熱中しております。

終りになりましたが御本流の御当主や傍系の諸家御当主の御熱意、山名寺吉川広昭師の今日に至る迄の御盡力に厚く敬意を表し、会員皆様方の御協力を御願ひして益々会の発展を念じたく思ひます。ヘ編集者註 筆者は備作史料研究会主幹です。

全国山名氏分布一覽

昭 59. 全国電話帳より

地方	都道府県	会員数	地方	都道府県	会員数
北海道	北海道	(117)	近畿	県	(1,061)
東北	青森県	117		滋賀県	22
	岩手県	(59)		京都府	147
関東	宮城县	9		大阪府	261
	秋田県	5		兵庫県	383
	山形県	1		奈良県	37
	福島県	42		和歌山县	208
	茨城県	(459)		鳥取県	(416)
	栃木県	25		島根県	77
	群馬県	23		岡山県	6
	埼玉県	23		広島県	103
	千葉県	21		福井県	139
信越	東京都	70		鳥取県	37
	神奈川県	202		島根県	(46)
	新潟県	95		岡山県	18
	長野県	3		広島県	4
	富山県	(35)		福井県	15
北陸	福井県	15		島根県	9
	石川県	20		福井県	(132)
	岐阜県	(34)		岡山県	61
東海	愛知県	9		岡山県	—
	静岡県	23		福井県	4
	三重県	2		佐賀県	19
	岐阜県	(191)		長崎県	7
	愛知県	21		熊本県	27
	三重県	77		大分県	13
	愛知県	47		鹿児島県	(1)
	三重県	41		沖縄県	1
					計 2,487

第一回総会での申し合わせにより、第二回総会は、本年五月十六・十七の兩日、京都花園妙心寺山内において開催する。

総会には、總裁・顧問をはじめ役員職はもとより、全国新加入になった山名氏各位のうち三十名がご出席、合わせて六十名が東西各地より一堂に会する。

なお、記念講演には、甲南高校宮田靖國先生の「山名家譜の研究」と題して、ユニークな見解が展開される。

第一回総会での申し合わせにより、第二回総会は、本年五月十六・十七の兩日、京都花園妙心寺山内において開催する。

総会には、總裁・顧問をはじめ役員職はもとより、全国新加入になった山名氏各位のうち三十名がご出席、合わせて六十名が東西各地より一堂に会する。

なお、記念講演には、甲南高校宮田靖國先生の「山名家譜の研究」と題して、ユニークな見解が展開される。

第二回全国山名氏一族会総会 在京洛妙心寺東林院で開催

第三回総会は三朝温泉で —時氏公を追憶して—

総会の会場となる東林院は、近世初頭に家運を再興された山名豊国禅高公（東林院殿）の開基になる禅刹で、境内には同公の墓所もある。

総会の翌日には、大本山妙心寺の高僧方によつて山名氏一族の回向法要が営まれ、次いで会場を洛東南禅寺に移し、塔頭真乘院の宗全公ご墓所に参詣し、不世出の英雄の偉業を偲ぶ。

因みに同公の法名は、遠碧院殿最高宗峰大居士とあつて、完全ではない。

来年（昭和六十三年）の総会は、山陰の名湯、三朝温泉で開く予定。

三朝のある伯耆の地は、山名氏の存在を満天下に知らしめた六分一殿時氏公の本拠である。

公の御廟は、現に倉吉市巖城の山名寺（さんみょうじ）境内に奉安され、付近には時氏公創建の山城が昨年復元建立されるなどで、意義ある集いが望めよう。乞うご期待！

あとがき

◎ 本号はもつと早く、すくなくとも昨年末には発行するところでした。それが諸事おくれおくれになつて、第二回総会の直前になつて、ようやく不出来な姿をあらわすとは……、申しわけございません。

◎ 本会相談役宮田靖國先生のご労作「山名家譜」が上梓されました。山名氏といえは何となく肩身のせまい思いをされたことがおありであろうと思いますが、何故惡名をこうむつたか、真相はどうだったかなど、今までかえりみられなかつた視点からユニークな論考がなされています。一家に一本、いな、家族一人一人に一冊ずつ備えて、孫子の代にまで伝えていただきたいものとねがつております。

◎ 次号は、第二回総会終了後編集します。各位からのご寄稿（研究・随筆・文芸 etc.）を、お待ちしております。